

# 第1章 芦別市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

## 1 子どもの読書活動推進計画の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことが必要です。

国は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにした「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）を制定し、推進法に基づき、平成14年8月に第一次計画となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成20年3月に第二次計画、平成25年5月に第三次計画を策定しています。

北海道においては、推進法に基づき、平成15年11月に第一次計画となる「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定し、平成20年3月に第二次計画、平成24年1月には「子どもの読書活動推進プログラム」、平成25年3月に第三次計画を策定し、北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境づくりを進めています。

本市においても、推進法に基づき、国及び北海道の計画を踏まえ、すべての子どもが豊かな読書体験を通してすこやかに成長していけるよう、子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するため、「芦別市子どもの読書活動推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、推進法第9条第2項に基づく市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（市町村子ども読書活動推進計画）として策定します。

## 3 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成34年度までの6年間とし、国や北海道の計画を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。